

平成24年9月

平成25年度税制改正要望

一般社団法人 日本船主協会

四面を海に囲まれ資源の乏しいわが国において、わが国海運企業は、経済安全保障の観点から、また国内他産業、国民生活を支えるインフラとして大変重要な役割を担っております。

また、先の大震災・原発事故においては、救援物資の無償輸送や、貿易物資の安定輸送を継続するなど、非常時におけるわが国海運企業・日本商船隊の意義も再認識されたところです。

さて、外航海運企業は、世界単一海運市場において熾烈な国際競争に晒されており、わが国外航海運を維持していくためには、諸外国と互角の競争が出来るようトン数標準税制の拡充をはじめ船舶特別償却制度など税制面での国際競争条件の一層の均衡化が必要です。

また、わが国経済・国民生活を支える内航海運企業は、これまで経営基盤強化、構造改善を推進しておりますが、依然として厳しい経営環境にあり、このままでは安定的な輸送も困難になりかねない状況にあります。産業基礎物資の約8割（トンキロベース）を輸送する国内物流の大動脈として、また、国策でもあるモーダルシフトの担い手としての役割を果たしていくためにも、燃料油に係る石油石炭税の特例措置の創設など税制面での措置が強く求められます。

上記に鑑み、平成25年度税制改正要望に関し、次の通り要望いたしますので、その実現につき特段のご高配をお願い申し上げます。

平成24年9月
一般社団法人 日本船主協会

海運関係事項

「トン数標準税制の適用対象船舶の拡充」の着実な具体化・実施等

トン数標準税制は、平成 24 年度税制改正大綱において、海上運送法改正等を前提に平成 25 年度税制改正において一定の要件を満たした外国船舶に拡充するとされている。先般、海上運送法が改正されたことから、拡充された制度が平成 25 年 4 月より実施されるよう、早急且つ着実な具体化が必要である。また、制度要件の整備にあたっては、現行トン数標準税制の目的の一つでもある国際的な競争条件の均衡化という観点も踏まえ、事業者にとり使い勝手の良い制度とすることが必要である。

1. 外航船舶の特別償却制度の恒久化

本制度（外航環境低負荷船 日本籍船 18/100、外国籍船 16/100）は平成 25 年 3 月末をもって期限が到来する。

わが国の船舶償却制度は、主要海運国の償却制度と比較して見劣りしたものとなっているが、わが国外航海運企業が世界単一市場の中で諸外国の船社と互角の国際競争を行っていくためには、特別償却制度を維持し、恒久的な税制とされるべき。

2. 外航船舶（償却資産）に係る固定資産税の廃止

船舶等の償却資産に対する課税は、国際的には異例の税制であり、先進主要国のほとんどは課税しておらず、厳しい国際競争に晒されている外航海運においては、日本籍船の国際競争の阻害要因となっている。また、償却資産に係る課税海運業や特定の設備産業に偏重し、課税の中立性にも問題があることから船舶などの償却資産への課税の廃止を求める。

3. とん税、特別とん税の廃止または軽減

外航船舶はとん税、特別とん税の他、船舶固定資産税、入港料等を重複して負担している。入港による応益負担は当然のことであるが、これらの公租公課は諸外国に類例のない重複賦課である。港湾の国際競争力強化および物流コストの軽減の観点から、本税の廃止または軽減を求める。

4. 内航海運船舶用の燃料油に係る石油石炭税の特例措置の創設

内航海運業は国内太宗貨物（主要産業基礎資材）の8割以上のシェア（トンキロベース）を占めるなど、産業活動の円滑化ばかりか国民生活の安定に大きく寄与している。さらに、わが国は京都議定書で約された温室効果ガスの一つであるCO₂の削減など環境負荷低減の見地から現在、国を挙げてモーダルシフトを促進している。これらを円滑に進めるためには、内航燃料油について、石油石炭税の実質非課税措置（還付制度）の導入が是非とも必要である。

5. 船員の支払給与に係る法人事業税の課税標準の特例措置の創設

外形標準課税に係る付加価値割の課税標準の算定に当たり、船舶の乗組員に対して支出される報酬給与額を算定方法から控除すること。

国際課税

1. タックスヘイブン対策税制の見直し

(1) 特定外国子会社につき、留保所得のある子会社のみならず欠損金のある子会社も合算の対象とすること

現在のタックスヘイブン対策税制は欠損金の合算が認められず、留保所得のある子会社のみ日本において課税するという著しく公正さを欠いた税制となっている。実質上親会社と一体である特定外国子会社については、欠損金のある子会社も合算の対象とすること。

(2) 欠損金繰越期限（7年間）を撤廃すること

現在の制度では過去7年間の欠損金に限り、当期の所得計算上当該欠損金を損金算入できるが、長期欠損法人の税制上の救済措置として繰越期間を撤廃すること。

(3) 軽課税国の判定基準の引下げ

軽課税国の判定基準については、諸外国の法人実効税率の動向を踏まえ、現行のタックスヘイブン税制の基準を15%未満に引き下げることが必要である。

(4) 適用除外の非適用業種から「船舶の貸付」を外すこと

現在の制度では、たとえ実態のある会社でも、業種が「船舶の貸付」であれば、軽課税国に存在するだけで特定外国子会社と見なされてしまう。実体のある海外子会社であれば、タックスヘイブン対策税制対象外とすること。

(5) 移転価格税制上定義されている国外関連者から、タックスヘイブン対策税制が適用される特定外国子会社を除外すること

移転価格税制上、国内の法人と国外関連者（法人）間との取引価格を通常価格に引き直すため、第三者取引価格の算出が必要とされるが、特定外国子会社は合算課税の対象となっているため、所得の移転とはならず、課税上の弊害はない。従って、移転価格税制上定義されている国外関連者の対象範囲から、タックスヘイブン対策税制が適用される特定外国子会社を除外すること。

(6) 特定外国子会社等である孫会社からの配当の二重課税を控除すること

平成 22 年度税制改正により過去 2 年までの間接特定課税金額は二重課税排除措置が講じられたが、保有形態が直接／間接に拘わらず特定外国子会社として課税される仕組みは同じでありながら、配当については措置が異なるのは不合理である。保有形態が直接／間接にかかわらず二重課税が起こらない仕組みとするべきである。

(7) 部分課税対象金額の益金算入における二重合算の排除

適用除外要件を満たす特定外国会社が一定の資産性所得を有する場合、現行の制度では、持株割合が 10%未満の子会社等から受け取る配当は部分課税対象金額として合算課税の対象となるが、当該子会社等が合算対象の特定外国子会社である場合には、その配当が益金算入の対象となるために二重課税が発生する。外国子会社合算税制の趣旨からみても二重課税は排除すべきであり、特定外国子会社が他の特定外国子会社から配当を受ける額は、特定所得の対象から除外すべきである。

(8) 特定所得の対象としている保有割合基準は、保有する特定外国子会社ではなく、内国法人の直接・間接保有割合とするべき

資産性所得を合算課税とする趣旨や「他社の経営方針に影響力を保持することを目的としないもの」として持株割合を 10%未満とした理由からすると、特定外国子会社ではなく、内国法人の保有割合で判定すべきである。

(9) 特定所得のうち配当については、配当等の額の 5%は控除する費用とみなすべき

外国子会社配当益金不算入制度においては「配当額の 5%は費用に相当」とする一方、特定所得の計算においては費用とみなされないのは一貫性に欠けるため、特定所得のうち配当についても、配当等の額の 5%は控除する費用とみなすべきである。

2. 移転価格税制の見直し

(1) 租税条約締結国との移転価格課税の場合、更正前には必ず相互協議を経る制度とすること

現行制度では一時的にせよ二重課税を強いる制度であるため、租税条約締結国との移転価格課税の場合、相互協議を経た上でないと、更正できない制度にすべきである。

(2) 移転価格税制上定義されている国外関連者の条件にある出資割合を 50% 以上ではなく 50%超とすべきである

現在は 50%以上という条件だが、出資割合が 50%ずつの場合は支配権があるわけではないため、国外関連者には含めるべきではない。

3. 外国子会社配当益金不算入制度の見直し

(1) 外国子会社配当益金不算入制度の対象となる持分保有要件を 25%以上から 15%以上に引き下げる

海外投資については企業の国際的競争力の向上の観点からも重要となっているが、一案件毎の投資金額も大きく 25%以上の持分を取得することは困難な面も多い。従い、二重課税の排除という制度本来の趣旨に照らし持分保有要件を引き下げるべきである。

(2) 内国法人が特定外国子会社等から受ける配当は、特定課税対象金額の制限期間に関わらず、益金不算入とすること

現行の税制では、配当支払いの 10 事業年度前までに発生した特定課税対象金額しか益金不算入が認められないが、その制限を撤廃すること。

4. 外国税額控除制度の見直し

(1) 一括限度方式の堅持

国際的二重課税の排除方式の一つとして外国税額控除を採用しているわが国においては、企業のグローバル化・複雑化に対処するため、また課税ベース、課税及び控除のタイミングを判断する際に、各国の制度の相違が存在する以上、それらのミスマッチを緩和するためには、一括限度方式の維持が不可欠である。

(2) 控除限度超過額の損金算入制度の創設

- ① 控除限度超過となった外国法人税は繰越か損金算入の選択を認めること**
- ② 繰越期間内に控除できず、控除不能が確定した繰越外国法人税は損金算入を認めること**

現在の制度では、外国にて支払った税額の控除限度超過額が恒常的に発生しているが、控除限度額を超過のために控除できない外国税額は損金にも算入できないため、海運会社の海外展開に関わるコストの増加、国際競争力の低下を招いている。国際的二重課税の排除の観点から、上記の損金算入制度が必要である。

(3) 控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間を廃止すること

外航海運業では多額の外国税を恒常的に納めており、所得の発生時期と租税の納付時期の差等により、控除されるべきわが国法人税と対応関係にないことから3年間の期限では控除しきれない場合が多い。国際的二重課税の排除の観点から、控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間制限の撤廃が必要である。

(4) 地方税から控除未済となった金額の還付制度の創設

- ① 地方税から控除未済となった金額は、法人税と同様に還付すること**
- ② 還付が認められない場合は、少なくとも損金算入を容認すること**

控除対象外国法人税額が多いため、地方税の過年度の控除余裕額を利用する場合に、当期の地方税の法人税割の金額を超えることがあるが、現行制度では、当該控除未済の金額が還付されず、将来3年間控除未済額として繰越される。地方税においても、国税と同様控除未済となった金額については還付制度の導入が是非とも必要である。

企業税制

1. 法人実効税率の引き下げ

わが国の法人実効税率は依然として欧州・アジア各国の水準と乖離しており、企業の競争力を削ぐ要因となっている。法人税率の引き下げ競争が進む諸外国に比べて高止まりしている法人実効税率を、国際的な整合性がとれる水準まで引き下げていくことが必要である。

2. 連結納税制度等の改善

(1) グループ内の寄付金の容認

平成22年度改正において、100%グループ内の内国法人間の寄附金については、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人において全額益金不算入となった。しかしながら、従来の制度では支払い側の処理として一般寄附金枠までの損金算入が可能であったものが、改正後は一律損金不算入とされている。

寄付金を支払う会社と受け取る会社の課税所得の状況によっては、グループ全体として、結果的に税金費用が増大することがありうる。よって、100%グループ内の内国法人間の寄附金について、従来どおり、一般寄附金枠までの損金算入が認められるべきである。

(2) 小規模子会社の交際費損金算入

連結納税においても連結親会社の資本金の額に係らず小規模子会社に対し交際費の損金算入を認めること。

(3) 連結納税子会社の連結納税適用開始前・加入前に子会社で発生した欠損金の持込制限の廃止

平成22年度税制改正において、連結納税適用以前の子会社欠損金は当該法人の所得を限度（特定連結欠損金）として繰越控除が一部可能となったが、その効果は少ない。さらに個別／連結欠損金の二重管理、控除限度額計算などの複雑化により事務負担が増加するなどの問題もあるため、連結納税子会社の連結納税適用開始前・加入前に子会社で発生した欠損金の持込制限を廃止すること。

(4) 連結対象に特定外国子会社（100%）も認める

100%支配の合算課税の対象となった特定外国子会社については、外国法人とはいえ親会社と経済的一体が認められるので、課税対象となる連結グループ全体の所得に加えられるべきものであり、連結納税の範囲を拡張することにより、内国法人の企業活動の活性化に資することができる。

3. 欠損金の繰越期間の無期限化

平成 24 年度から、大法人につき欠損金の繰越控除を当期所得の 80%に制限され、あわせて、繰越期間が 7 年から 9 年へと延長されたが、長期欠損法人の税制上の救済措置として繰越期間の撤廃が必要である。先進国の例では、米国では 20 年間の繰越、英国に至っては永久に繰越が認められている。

4. 欠損金の繰戻還付不適用措置の廃止

法人税法では前事業年度の利益に対して当期の欠損金の繰戻しを行い、還付を受けることが認められているが、租特法により平成 4 年以降不適用措置が継続されている。欠損法人の救済措置として不適用措置の廃止が必要である。

5. 受取配当の益金不算入割合の引上げ

受取配当金への課税は、法人段階で課税済みの所得の分配に対する課税である。二重課税排除の観点から、法人の受取配当金における益金不算入割合を引き上げるとともに、負債利子控除を廃止すべきである。

6. 退職給与引当金制度の復活

退職給与引当金は、連結納税制度導入による税収減の補完として平成 14 年度税制改正にて廃止されたが、当該制度は固定費の平準化に欠かすことのできないものであり、復活させることが必要である。

7. 税務上の取扱いに係る申告前の事前確認制度の導入

納税者の権利保護の明確化に資するため、事前確認制度を導入すること。

8. 交際費の損金算入

企業の積極的な活動を支援するため、営業活動を行うにあたって必要と認められる一定の支出に関し、損金算入は認められるべきである。

9. 100%内国子会社の株式消滅損の損金算入を認める

平成 22 年 10 月以降、100%内国子会社の清算にあたり、青色欠損金の引継ぎが認められた一方、子会社株式の消滅損は認められなくなった。青色欠損金額以上の損を抱えている会社もあり、子会社株式消滅損も認めるべきである。

10. 減価償却費、各種引当金・準備金、圧縮記帳積立金等の各種項目における税法での損金経理・利益処分経理要件の撤廃

会計と税務が分離していく流れの中で、会計で処理したものしか認められないとする損金経理要件・利益処分経理要件は不合理であり、撤廃すべきである。

以 上